

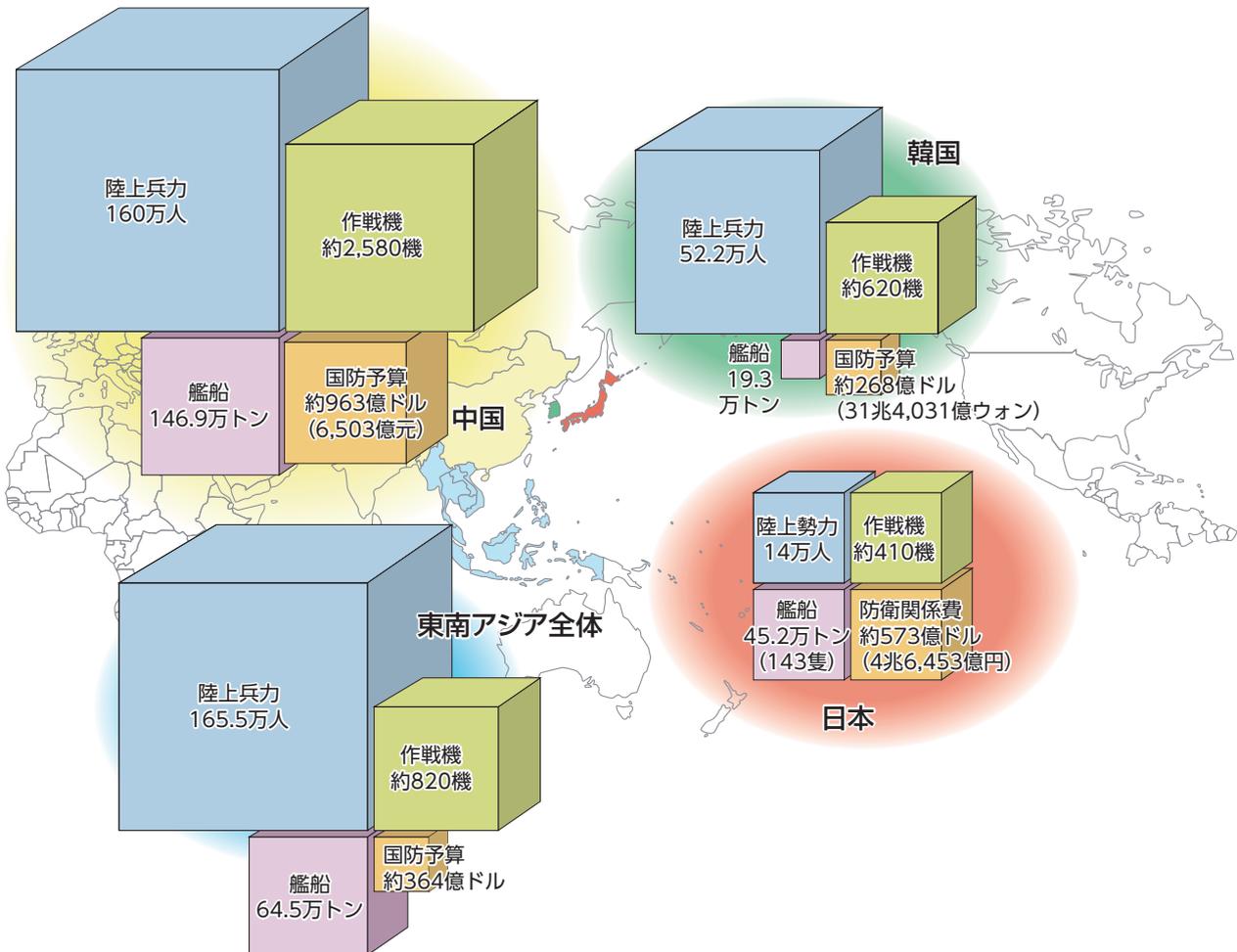
## 第5節 東南アジア

### 1 全般

東南アジアは、マラッカ海峡や南シナ海など、太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝を占めており、わが国にとって重要な地域である。東南アジア各国は、政治的安定と着実な経済発展に努力し、程度において差があるものの、総じて近年経済的な発展を遂げている。各国とも、経済発展

などにもない、域内各国間および域外との相互依存関係が深化してきている。この地域には、南シナ海の領有権などをめぐる対立や、少数民族問題、分離・独立運動、イスラム過激派などが依然として不安定要素として存在しているほか、船舶の安全な航行を妨害する海賊行為なども発生

図表I-1-5-1 東南アジアと日中韓との兵力および国防予算の比較(12(平成24)年)



- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス(2013)」などによる。各ブロックの大きさは日本を基準としたときの相対的な大きさを表す。  
 2 日本については、平成23年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機(輸送機を除く。)および海上自衛隊の作戦機(固定翼のみ)の合計である。  
 また、わが国の防衛関係費はSACO関係経費および米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分を除いた当初予算である。  
 3 中国の国防予算は、12(平成24)年の全国人民代表大会における財政報告による。  
 4 韓国の国防予算は、国防部発表等による12(平成24)年の数値  
 5 中国および韓国の国防予算のドル表示は、平成24年度の支出官レート1ドル=81円、1元=12円、1000ウォン=73円で換算したもの  
 6 日本の防衛関係費のドル表示は、平成24年度の支出官レート1ドル=81円で換算したもの

している。これらの問題に対処するため、東南アジア各国は、伝統的な国防のほか、テロ対処、海賊などの新たな安全保障上の課題にも応じた軍事力などの形成に努めている。

近年では経済成長などを背景として、特に、海・空軍力を中心とした軍の近代化が進められている。(図表 I -1-5-1 参照)

## 2 各国の安全保障・国防政策

### 1 インドネシア

インドネシアは世界最大のイスラム人口を抱え、広大な領土、領海および海上交通の要衝を擁する東南アジア地域の大国である。現在、インドネシアは、国外からの差し迫った軍事的脅威は認識していないが、国内においては、Jemaah Islamiyah ジュマ・イスラミーヤ (JI) などのイスラム過激派の活動やパプア州の分離独立運動などの懸念事項を抱えている。

インドネシアは国防方針として、全国民が国家の全資源を用いてインドネシアの独立、国家主権、領土保全、国家統一を堅持するという理念のもと、「軍事防衛」と「非軍事防衛」それぞれの活動を通じた「総力防衛 (Total Defence)」を推進している。また、国軍改革として、「最小限精鋭戦力 (MEF)」と称する最低限の国防要件を達成することを目標としている。

インドネシアは、東南アジア諸国との連携を重視<sup>1</sup>し、独立かつ能動的な外交を展開するとしている。また、米国との関係においては、インドネシア当局による東ティモール独立運動弾圧に対する措置として、一時的に米国からインドネシアへの軍事協力が停止されていたが、05 (同17) 年以降、これが再開され、近年は軍事教育訓練や装備品調達の分野で協力関係を強化している<sup>2</sup>。10 (同22) 年には、オバマ米大統領がインドネシアを訪問し、両国間の包括的パートナーシップを締結したほか、11 (同23) 年11月には、インドネシアは米国からF-16戦闘機24機の供与を受けることを発表した。オーストラリアとの間では、さらなる関係強化の一環として、12 (同24) 年3月に初の外務・防衛閣僚級協議 (「2+2」) を開催し、7月の首脳会談ではオーストラリアからC-130輸送機4機の供与を受ける

ことに合意、さらに9月にはテロ対策や海上安全保障での協力強化を盛り込んだ防衛協力協定を締結した。

参照 ▶ Ⅲ部2章2節

### 2 マレーシア

東南アジアの中央に位置するマレーシアは、自国と隣諸国には共通する戦略的利益があるとしている。現在、マレーシアは、国外からの差し迫った脅威は認識していないが、軍はあらゆる軍事的脅威に対して即応能力を保持すべきとしており、国防政策においては、「独立」、「全体防衛」、「5か国防衛取決め (FPDA)<sup>3</sup>の遵守」、「世界平和のための国連への協力」、「テロ対策」、「防衛外交」を重視している。また、マレーシアは、「防衛外交」として、米国やインドなどFPDA以外の国とも二国間演習などを行い、軍事協力を進めている。

中国とは、南シナ海における領有権問題などをめぐり主張が対立しているが、経済面を中心に両国の結びつきは強く、要人の往来も活発である。12 (同24) 年には、マレーシアからはナジブ首相 (4月)、ムヒディン副首相 (9月) が訪中し、中国からは楊潔篪よう・けつち 外務部長 (当時) (8月)、馬曉天ば・ぎょうてん 人民解放軍副総参謀長 (当時) および吳邦国ご・ほうこく 全国人民代表大会常務委員会委員長 (当時) (共に9月) がマレーシアを訪問した。

### 3 ミャンマー

ミャンマーは、88 (昭和63) 年に社会主義政権が崩壊して以降、国軍が政権を掌握していた。軍事政権は民主化勢力への抑圧を行い、これに対して欧米諸国は経済制裁を

1 本節4脚注6参照

2 東ティモール問題をめぐり、米国は92 (平成4) 年に、米国の軍教育機関などへの留学・研修の機会を提供する国際軍事教育訓練などを停止し、95 (同7) 年に一部制裁措置を解除したものの、99 (同11) 年に再び停止した。その後、05 (同17) 年にこれを再開し、インドネシアに対する武器輸出の再開も決定した。

3 71 (昭和46) 年発効。マレーシアあるいはシンガポールに対する攻撃や脅威が発生した場合、オーストラリア、ニュージーランド、英国がその対応を協議するという内容。5か国はこの取決めに基づいて各種演習を行っている。

行った。経済制裁にともなう経済の低迷と国際社会における孤立を背景に、03（同15）年、ミャンマーは民主化へのロードマップ<sup>4</sup>を発表した。10（同22）年の総選挙後、翌年2月テイン・セインが大統領に選出され、同年3月の新政権発足を経て、民主化へのロードマップは終了した。

新政権発足以降、ミャンマー政府は政治犯の釈放、少数民族<sup>5</sup>との停戦合意など、民主化への取組を活発に行っている。これらの取組に対し、国際社会も一定の評価を見せており、11（同23）年11月、東南アジア諸国連合（ASEAN）は、ミャンマーが14（同26）年のASEAN Association of Southeast Asian Nations 議長国に就任することを承認した。同月にはクリントン国務長官（当時）が、米国務長官として約57年ぶりに、12（同24）年11月にはオバマ大統領が、米大統領として初めてミャンマーを訪問し、テイン・セイン大統領や民主化の象徴であるアウン・サン・スー・チー国民民主連盟<sup>6</sup>議長と会談を行った。また、米国をはじめとする各国は、ミャンマーに対する経済制裁の緩和を相次いで表明している。

一方で、核や北朝鮮との軍事関係などの懸念事項も指摘されている<sup>7</sup>ほか、12（同24）年6月および10月に発生したイスラム系住民ロヒンギャと仏教徒の衝突がミャンマーの民主化に与える影響について、国際社会に懸念が広まった。

外交政策においては、ミャンマーは独立・非同盟を原則に掲げている。一方、ミャンマーにとって、中国は特に重要なパートナーであると考えられ、経済面の支援を受けているほか、軍事面においても中国が主要な装備品の調達先となっているとみられている。また、ミャンマーは、インドとも経済面および軍事面において協力関係を強化させている。

#### 4 フィリピン

フィリピンは、国境を越える犯罪などの非伝統的脅威を含む、新たな安全保障上の課題に直面していると認識している。一方、南シナ海をめぐる領有権問題や国内における反政府武装勢力によるテロ活動といった、長年にわたり直面している課題が、安全保障上の主な懸念事項であるとしている。特に、モロ・イスラム解放戦線（MILF）とは約40年にわたり武力衝突を繰り返してきたが、国際監視団（IMT）<sup>8</sup>の活動などにより、和平プロセスが進展し、12（同24）年10月、ミンダナオ和平の最終合意の実現に向けた「枠組み合意」が署名された。

歴史的に関係の深いフィリピンと米国は、米比同盟をアジア太平洋地域の平和と安定および繁栄の支えであるとしている。92（同4）年に駐留米軍が撤退した後も、相互防衛条約および軍事援助協定のもと、両国は協力関係を継続してきた<sup>9</sup>。両国は大規模演習「バリカタン」を00（同12）年以降毎年行っているほか、米軍統合特殊作戦任務

4 国民議会の再開、民主化に必要なプロセスの段階的実施、憲法草案の起草、憲法制定の国民投票、総選挙、下院の初招集、新政権発足の7段階からなる。

5 ミャンマーは、人口の約30%が少数民族であり、一部の少数民族は、ミャンマー政府に分離独立などを主張している。60年代、ミャンマー政府は、強制労働、強制移住など人権侵害に及び抑圧政策を行い、少数民族武装勢力と武力衝突が生じた。

6 ミャンマーの最大野党。

7 テイン・セイン大統領は、12（平成24）年5月の韓国の李明博大統領（当時）との会談において、北朝鮮との武器取引について、過去20年間にある程度は行ったことを認めた上で、今後は行わないと表明し、一方、核開発については北朝鮮との協力関係を否定したと伝えられている。また、フラ・ミン国防大臣（当時）は、同年6月の第11回IASSアジア安全保障会議（シャングリラ会合）において、前政権下において学術的な核関連研究を始めようとしていたが、新政権発足とともに研究を断念しており、北朝鮮との政治的・軍事的関係も停止していると明らかにしたと伝えられている。

8 13（平成25）1月現在、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、日本、ノルウェー、EUがIMTに参加している。

9 47（昭和22）年、米軍にクラーク空軍基地およびスービック海軍基地などの99年間の使用を求める軍事基地協定を締結し、同年に軍事援助協定、51（同26）年に相互防衛条約を締結した。66（同41）年、軍事基地協定の改定により駐留期限は91（平成3）年までとされ、91（同3）年にクラーク空軍基地、92（同4）年にスービック海軍基地が返還された。その後、両国は98（同10）年に「訪問米軍の地位に関する協定」を締結、米軍がフィリピン国内で合同軍事演習などを行う際の米軍人の法的地位などを規定した。

部隊 (JSOTF-P) がフィリピン南部に派遣され、フィリピン国軍によるアブ・サヤフ (ASG)<sup>10</sup> Joint Special Operations Task Force-Philippines Abu Sayyaf Group らイスラム過激派との戦いを支援している。11 (同23) 年11月には、デル・ロサリオ外務大臣とクリントン米國務長官 (当時) が、米比相互防衛条約60周年を記念して、マニラ宣言に署名したほか、12 (同24) 年4月には、初の外務・防衛閣僚協議 (「2+2」) が開催された。同年6月には、アキノ大統領が訪米し、オバマ米大統領と両国関係の重要性を再確認した。

中国とは、南シナ海の南沙諸島やスカボロー礁の領有権などをめぐり主張が対立している。近年、両国は領有権主張のための活動を活発化させており、相手国の活動や主張に対し、互いに抗議の表明を行っている。

参照▶ 本節4

参照▶ Ⅲ部2章

## 5 シンガポール

国土、人口、資源が限定的なシンガポールは、グローバル化した経済の中で、その存続と発展を地域の平和と安定に依存しており、国家予算のうち国防予算が約4分の1を占めるなど、国防に高い優先度を与えている。

シンガポールは、国防政策として「抑止」と「外交」を二本柱に掲げている。「抑止」は、精強な国軍と安定した国防費の支出によりもたらされ、「外交」は、各国の国防機関との強力かつ友好的な関係により構築されるとしている。また、直接的な脅威から国家を防衛し、平時にはテロ、海賊などの国境を越えた安全保障上の課題に対応するため、国軍の能力向上・近代化を進めている。なお、シンガポールの国土は狭小なため、国軍は米国やオーストラリアなど諸外国の訓練施設も利用し、訓練のために部隊を継続的に派遣している。

シンガポールは、ASEANやFPDA<sup>11</sup>の協力関係を重視しているほか、域内外の各国とも防衛協力協定を締結している。地域の平和と安定のため、米国のアジア太平洋におけるプレゼンスを支持しており、米国がシンガポール国

内の軍事施設を利用することを認めているほか、13 (同25) 年以降、シンガポールに米国の沿海域戦闘艦 (LCS) Littoral Combat Ship を最大4隻ローテーション配備することで合意しており、13 (同25) 年4月に1隻が配備された。

中国とは、09 (同21) 年および10 (同22) 年に対テロ共同演習「協力」を行っているほか、要人の往来も活発である。12 (同24) 年には、中国からは楊潔篋外交部長 (当時) (5月)、よう・けつち 馬曉天人民解放軍副総参謀長 (当時) (9月) ば・ぎょうてん がシンガポールを訪問し、シンガポールからはウン・エンヘン国防大臣 (6月)、リー・シェンロン首相 (9月) が訪中した。

参照▶ Ⅲ部2章

## 6 タイ

11 (同23) 年8月に発足したインラック政権は、安全保障政策として、国軍の能力向上、防衛産業の強化、近隣諸国との協力関係の促進、非伝統的脅威への対応能力の強化などを掲げている。タイ南部では、分離・独立を求めるイスラム過激派による襲撃、爆弾事件などが頻発しており、同政権は、南部における人民の生命および財産に対する平和と安全の迅速な回復を緊急課題に挙げている。

タイは、ミャンマーやカンボジアなどの隣国との間で国境未画定問題を抱えている。カンボジアとは、プレアピヒア寺院周辺の国境未画定地域<sup>12</sup>をめぐり主張が対立しており、08 (同20) 年以降、同地域周辺で両軍による武力衝突が断続的に発生した。11 (同23) 年7月、国際司法裁判所は寺院およびその周辺を暫定非武装地帯に設定し、両国部隊の即時撤退を命じる仮保全措置を言い渡した。インラック政権発足後は、首脳会談や国境委員会の開催などの関係改善が図られ、12 (同24) 年7月、両国は同地域周辺から軍の撤収を開始した。

一方、タイは、柔軟な全方位外交政策を維持しており、東南アジア諸国との連携や、わが国、米国、中国といった主要国との協調を図っている。同盟国<sup>13</sup>である米国とは、50 (昭和25) 年に軍事援助協定を締結して以降、協力関

10 イスラム国家の設立を目的とし、フィリピン南部で爆弾テロ、暗殺、誘拐などの活動を行っている。

11 本節2脚注3参照

12 カンボジアとタイの国境に位置するヒンズー教寺院。62 (昭和37) 年に国際司法裁判所が寺院をカンボジア帰属と判決したが、寺院周辺地域は国境未画定地域となっている。

13 タイと米国は、54 (昭和29) 年の東南アジア集団防衛条約 (マニラ条約) および62 (同37) 年のタナット・ラスク声明に基づき同盟関係にある。

係を維持し、82（同57）年より多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」を行っている。12（平成24）年11月、パネッタ米国防長官（当時）はタイを訪問し、スカムポン国防大臣と「2012年米・タイ防衛同盟のための共同ビジョン声明」に署名した。また、同月、オバマ米大統領は再選後初の外遊としてタイを訪問し、両国の多角的協力関係の継続を確認した。

中国とは、両国海兵隊による「藍色突撃」などの共同訓練を行っているほか、12（同24）年4月には多連装ロケットランチャーの共同開発で合意するなど、軍事交流も進めている。

## 7 ベトナム

ベトナムは、多様かつ複雑な安全保障上の課題に直面していると認識しており、南シナ海における問題が自国の海上活動に深刻な影響を与えているほか、海賊やテロなどの非伝統的脅威も懸念事項であるとしている。

ベトナムは、冷戦期においては旧ソ連が最大の支援国であり、02（同14）年までロシアがカムラン湾に海軍基地を保有していたが、旧ソ連の崩壊後、米国と国交を樹立するなど、急速に外交関係を拡大させた。現在、ベトナムは全方位外交を展開し、全ての国家と友好関係を築くべく、積極的に国際・地域協力に参加するとしている。

米国とは、近年、米海軍との合同訓練や米海軍艦艇のベトナム寄港など、軍事面において関係を強化しており、11（同23）年9月には、国防当局間の協力促進に関する了解書が締結された。12（同24）年6月には、パネッ

タ国防長官（当時）が、米国防長官としてはベトナム戦争終結後初めて、ベトナム戦争時の米軍主要拠点の一つであったカムラン湾を訪問した。

ロシアについては、ベトナムはその装備品をほぼロシアに依存している。01（同13）年に、両国は「戦略的パートナーシップに関する宣言」を締結し、国防分野での協力を強化することで合意したほか、近年では原子力発電などのエネルギー分野での協力も推進している。

中国とは、南シナ海における領有権問題などをめぐり主張が対立している。近年、両国は領有権主張のための活動を活発化させており、相手国の活動や主張に対し、互いに抗議の表明を行っている<sup>14</sup>。一方で、両国は、包括的・戦略的パートナーシップ関係のもと、11（同23）年10月にグエン・フー・チョン共産党書記長が訪中し、同年12月には中国の習近平国家副主席（当時）がベトナムを訪問するなど、党・政府高官の交流も活発である。

参照▶ 本節4

インドとは、07（同19）年に両国の関係を戦略的パートナーシップ関係に格上げし、安全保障や経済など広範な分野において協力関係を深化させている。10（同22）年、両国は、インド軍によるベトナム人民軍に対する装備品の整備にかかる能力構築支援などを通じた防衛協力の拡大に合意しており、インド海軍艦艇によるベトナムへの親善訪問も行われている。また、インドは南シナ海で石油・天然ガスの共同開発を行うなど、ベトナムとのエネルギー分野での協力も推進している。

参照▶ III部2章

## 3 各国の軍の近代化

東南アジア各国は、近年、経済成長などを背景として国防費を増額させ、海・空軍の主要装備品の導入を中心とした軍の近代化を進めている。

インドネシアは、11（同23）年12月、韓国製209級潜水艦3隻を購入する契約を、12（同24）年6月には、オランダ製シグマ級ミサイルフリゲート1隻を購入する契約を締結した。また、10（同22）年までに、ロシア製

Su-27戦闘機およびSu-30戦闘機を計10機導入している。11（同23）年には、米国からF-16戦闘機24機の供与を受けることに合意したほか、韓国と次世代戦闘機KF-Xの共同開発に着手している。

マレーシアは、09（同21）年、同国初の潜水艦であるスコルペン級潜水艦（フランスとスペインが共同開発）2隻を導入した。また、09年までにロシア製Su-30戦闘機

14 本節4脚注5参照

18機を導入しているほか、15（同27）年に退役予定であるMig-29戦闘機の後継機を選定中である。

フィリピンは、現在潜水艦も戦闘機も保有していないが、韓国製FA-50軽攻撃機の購入を計画していると伝えられている。海軍力としては、11（同23）年5月および12（同24）年5月に、米国からハミルトン級フリゲート2隻の供与を受けた。

シンガポールの国防支出は東南アジア諸国の中で最も高く、軍の近代化に積極的に取り組んでおり、09（同21）年までにフランス製フォーミダブル級フリゲート6隻を導入したほか、12（同24）年12月までにスウェーデンからアーチャー級潜水艦2隻を導入している。また、米国製F-15戦闘機24機を導入したほか、F-35統合攻撃戦闘機計画に参加している。

タイは、東南アジアで唯一の空母を保有しているが、

潜水艦は保有していない。一方、12（同24）年9月、フリゲート2隻を導入する計画が閣議で了承されたほか、07（同19）年に、スウェーデン製JAS-39戦闘機12機の導入を決定し、6機が納入されている。

ベトナムは、09（同21）年12月、ロシア製キロ級潜水艦6隻を購入する契約を締結したほか、11（同23）年にロシア製ゲパルト級フリゲート2隻を導入した。また、09（同21）年から11（同23）年にかけて、ロシア製Su-30戦闘機計20機を購入する契約を締結したと伝えられている。

東南アジア各国の装備近代化の要因として、国防費の増額のほかに、近隣諸国の軍事力発展に反応するという東南アジア各国間の関係や、中国の影響力拡大への対応、地域安全保障機構の信頼醸成措置としての役割が十分でないことがその背景にあるとの指摘がある<sup>1</sup>。

## 4 南シナ海をめぐる動向

南シナ海においては、南沙諸島<sup>1</sup>（Spratly islands）や西沙諸島（Paracel islands）の領有権<sup>2</sup>などをめぐってASEAN諸国と中国の間で主張が対立しているほか、海洋における航行の自由などをめぐって、国際的に関心が高まっている。

南シナ海をめぐる問題の平和的解決に向け、ASEANと中国は、02（同14）年、「南シナ海に関する行動宣言」<sup>3</sup>に署名した。同宣言は、南シナ海をめぐる問題を解決する際の原則を記した、法的拘束力のない政治宣言である。さらに11（同23）年7月に開催されたASEAN・中国外相会議においては、同宣言の実効性を高めるための「南シナ海に関する行動宣言ガイドライン」が採択された。現在関係国は、同宣言より具体的な内容を盛り込み、法的拘束力を持つとされる「南シナ海に関する行動規範」の策定を目指すことを確認している。

一方、南シナ海においては、関係国が領有権主張のための活動を活発化させている。12（同24）年4月から6月にかけては、スカボロー礁周辺海域において、中国海上法執行機関の船舶とフィリピンの海軍艦艇などが対峙する事件が発生した。12（同24）年6月にはベトナムが、南沙諸島および西沙諸島に対する主権を明示したベトナム海洋法（13（同25）年1月施行）を採択し、12（同24）年6月、中国は、南沙諸島、西沙諸島および中沙諸島の島嶼ならびにその海域を管轄するとされる三沙市の設置を発表した。これらの動きをめぐり、関係国は互いに抗議の表明などを行っている。また、13（同25）年1月、フィリピンは、南シナ海における中国の主張および行動に関し、国連海洋法条約に基づく仲裁手続きに付したが、同年2月、中国は問題の二国間解決を主張し、提訴に応じないことをフィリピンに通知した<sup>4</sup>。さらに、関係国が、相手国の船

<sup>3</sup>-1 英国の国際戦略研究所（IISS：The International Institute for Strategic Studies）による「ミリタリーバランス（2013）」などによる。

<sup>4</sup>-1 南沙諸島周辺は、石油、天然ガスなどの海底資源の存在が有望視されるほか、豊富な漁業資源に恵まれ、また、海上交通の要衝でもある。

<sup>4</sup>-2 南沙諸島については、中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権などを主張しており、西沙諸島については、中国、台湾、ベトナムが領有権を主張している。

<sup>4</sup>-3 国際法の原則に従い、領有権などの係争を平和的手段で解決すること、行動規範の採択は地域の平和と安定を更に促進するものであり、その達成に向けて作業を行うことなどが盛り込まれている。

<sup>4</sup>-4 仲裁裁判所においては、いずれかの紛争当事者が裁判に応じない場合でも、他の紛争当事者の要請により、手続を進行し、仲裁判断をすることができるとしている。

船に対し拿捕や威嚇射撃を行うなどの実力行使に及ぶ場面も見られる<sup>5</sup>。

南シナ海をめぐる問題は、その平和的解決に向け、ASEAN関連会議においても議論がなされているが、12（同24）年7月のASEAN外相会議においては、共同声明の内容をめぐり加盟国間で意見が分かれ、共同声明が採

択されない事態となるなど、加盟国の足並みが乱れる場面も見られた<sup>6</sup>。

南シナ海をめぐる問題は、アジア太平洋地域の平和と安定に直結する国際社会全体の関心事項であり、引き続き関係国の動向や問題解決に向けた協議の行方が注目される。

## 5 地域内の協力

15（同27）年までの共同体設立を目指すASEAN各国は、地域の多国間安全保障の枠組としてもASEANの活用を図っている。安全保障問題に関する対話の場であるASEAN地域フォーラム（ARF）やASEAN国防相会議（ADMM）などを開催しているほか、11（同23）年7月には、ASEAN初の軍事演習であるASEAN軍事人道支援・災害救助机上演習（AHR）を行うなど、地域の安全保障環境の向上や信頼醸成に努めている。

ASEANは域外国との関係拡大も重視しており、10（同22）年、ADMMにわが国を含む域外国8か国を加えた拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）が発足した

ほか、11（同23）年11月には、ASEANおよび域外国6か国から成る東アジア首脳会議（EAS）に、新たに米国およびロシアが正式に参加した。

東南アジア地域においては、テロや海賊のような国境を越える問題など安全保障上の幅広い問題へ対応するため、ASEAN以外の枠組においても多国間の協力が進展している。海賊対策としては、インドネシア、マレーシア、シンガポールおよびタイによる「マラッカ海峡パトロール（Malacca Strait Patrols）」が行われているほか、「アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）<sup>1</sup>」に基づき、海

4-5 11（平成23）年5月には中国当局船が、12（同24）年11月には中国漁船が、ベトナムの資源探査船の調査用ケーブルを切断したと伝えられている。また、11（同23）年2月には、中国海軍艦船がフィリピン漁船に威嚇射撃を行ったほか、同年5月には中国当局船が、12（同24）年2月および13（同25）年3月には中国海軍艦船が、ベトナム漁船に発砲する事例が発生したと伝えられている。

4-6 フィリピンおよびベトナムが、共同声明に南シナ海における問題について明記するよう求めたことに対し、議長国（当時）カンボジアが、同問題は二国間問題であり、共同声明に明記するべきではないと反論したとされている。なお、外相会議後、インドネシアのマルティ外務大臣が加盟国の各外務大臣と順次会談し、「南シナ海に関するASEANの6項目原則」が策定された。

5-1 12（平成24）年10月現在、同協定の締約国は、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中国、デンマーク、インド、日本、韓国、ラオス、ミャンマー、オランダ、ノルウェー、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、英国、ベトナムの18か国である。

## 解説

## コラム

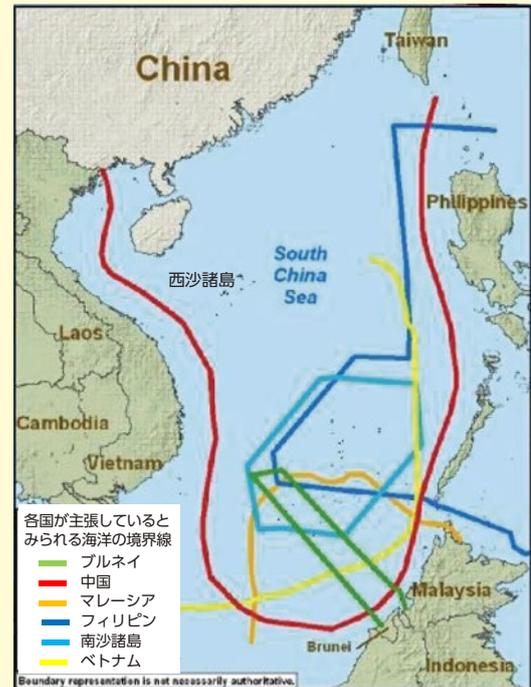
## 中国による南シナ海における海洋活動の活発化について

南シナ海においては、中国や東南アジア諸国の間で島や礁の領有権などに関する主張の対立があり、当事者間でこれまで秩序形成や問題解決などに関する法的拘束力のある合意は得られていない。中国は、92（平成4）年には南沙諸島（Spratly islands）および西沙諸島（Paracel islands）などが中国の領土である旨明記された「領海および接続水域法」を制定したほか、南シナ海における自国の「主権、主権的権利および管轄権」が及ぶと主張する範囲に言及した09（同21）年の国連宛口上書にいわゆる「九段線」の地図を添付した。また、12（同24）年には、南沙および西沙諸島などを管轄するとされる三沙市を設置するなど、領有を前提として国内法上の措置を進めている。この「九段線」については、国際法上の根拠が曖昧であるとの指摘があり、南シナ海における南沙および西沙諸島の領有権などをめぐる東南アジア諸国との主張の対立を生んでいる。

実際に中国は、以下のような動きを見せ、南シナ海への進出を徐々に進めてきたと指摘される。

- ① 73（昭和48）年に米軍が旧南ベトナムから撤退した後、74（同49）年に旧南ベトナムとの軍事衝突を経て、西沙諸島を事実上支配
- ② 80年代に旧ソ連のベトナムに対する軍事支援およびプレゼンスが低下する中、88（同63）年にベトナムとの軍事衝突を経て、南沙諸島の一部の岩礁を事実上支配
- ③ 92（平成4）年に米軍がフィリピンから撤退した後、95（同7）年に南沙諸島のミスチーフ礁を事実上支配

また、中国が領有権を主張する島や礁を事実上支配する際には、周辺海域における公船派遣を進めつつ、力の行使によって岩礁の占拠および施設の構築を行ったと指摘されている。



中国が主張する「九段線」

出典：米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（10（平成22）年8月）